（別紙１－２）

**研　修　生　服　務　心　得**

　　　研修生は、研修期間中次のことを守らなければならない。

　　１　研修生の研修時間は、オホーツク財団の勤務時間に準ずるものとする。

　　２　研修生は、登庁したときは別に定める出勤簿に押印すること。

　　３　研修生は、研修指導職員の指示に従い研修を受けること。

　　４　研修生は、常に機械器具を大切にすること。なお、不注意等により破損した

場合は弁償させることがある。

　　５　研修生は、毎日の研修内容を別に定めた研修日誌に記入し、１週間毎に

研修指導職員に提出すること。

　　６　研修生は、年次休暇等をとる場合は、あらかじめ研修指導職員の承認を

得ること。

　　７　研修生は、研修期間中、知り得た秘密について、研修期間はもとより、

研修終了後においてもこれを口外しないこと。

　　８　研修生は、次の事項に該当するときは、研修を取り消すことがある。

　　　(1) オホーツク財団の体面を著しく汚す行為があったとき。

　　　(2) 正当な理由がなく、しばしば欠勤するとき。

　　　(3) 研修指導職員の指示に従わないとき。

　　　(4) 研修意欲に欠けると認められたとき。

以　上